

安威川ダム周辺整備事業

基本協定書（案）

令和2年3月

茨木市

基本協定書(案)

安威川ダム周辺整備事業（以下「本事業」という。）に関して、茨木市（以下「甲」という。）と、【 】及び【 】（以下、各事業者を個別に指すときは「構成企業」といい、構成企業を併せて「乙ら」という。また、構成企業のうち【 】について代表としての立場を示す場合は、同社を「代表企業」という。）とは、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、乙らが事業候補者として決定されたことを確認し、本事業及びこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（本事業の募集要項（以下「募集要項」という。）3. (7) ⑤に記載の各契約を想定するが、これらに限定されない。）の内、甲と乙ら、甲と各構成企業、甲と本事業に関して各構成企業の全部又は一部により構成された共同企業体ないしそれに類似する共同体、甲と本事業に関して各構成企業の全部又は一部の出資により設立された法人（以下、これらの共同企業体、共同体、法人を併せて、「共同企業体等」という。）間で契約するもの（以下「本件契約」という。）の締結に向けて、甲乙ら双方の義務を定めるとともに、その他、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力、諸手続について定めることを目的とする。

なお、本協定は、共同企業体等との関係では、甲と、乙らのうち共同企業体等を組成ないし出資する構成企業との間で効力を有するものとする。

（努力義務）

第2条 甲及び乙らは、本件契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、茨木市議会の議決を得て、本件契約の効力が生じるように最善の努力をするものとする。

2 乙らは、本件契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続に係る安威川ダム周辺整備事業候補者選定委員会及び甲の要望事項を尊重するものとする。

（業務）

第3条 乙らは、募集要項に基づき乙らが提出した提案書類（以下「提案書類」という。）を前提に、甲が採用した範囲の業務（以下「採用業務」という。）を行うものとする。

（本件契約の締結に向けた協議）

第4条 甲及び乙らは、本件契約の内容、契約締結の期日、その他本件契約の締結に向けて必要な事項について協議の上、定めるものとする。

(本件契約の締結)

第5条 甲及び乙らは、本協定締結後、茨木市議会の議決を得て、本件契約を締結するものとする。ただし、甲は、本件契約の締結がなされる前に、構成企業が募集要項4.(2)②に定める「参加者の要件」を満たさないことが判明した場合は、本件契約の全部または一部を締結しないことができる。

(準備行為)

第6条 乙らは、本件契約締結前であっても、自らの責任及び費用負担において、本事業の実施に関して必要な準備行為(公共施設の設計に関する打合せを含む。)を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙らに対して協力するものとする。

(本件契約締結不調の場合の処理)

第7条 甲は、乙ら又は構成企業の責めに帰すべき事由により本件契約の全部または一部が締結されなかった場合は、甲が本事業の事業者公募に要した費用の一部に相当する金額を、乙らが甲へ違約金として支払うことを求めることができるものとする。
2 前項の場合を除き、事由の如何を問わず、甲と乙らとの間において本件契約の締結に至らなかった場合には、甲及び乙らが本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、甲及び乙らは、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(用地取得不調の場合の処理)

第8条 募集要項において甲が本件契約の全部または一部の締結までに取得することとしていた用地の全部または一部を取得することが出来なかったことが明らかになった場合は、甲及び乙らは、提案書類に記載される計画(以下、本条において単に「計画」という。)への影響の有無、並びに計画変更の必要性及び内容を協議するものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙らは、本協定の交渉、本協定の作成、本協定の締結、実施を通じて開示を受けた相手方(本条において以下「情報開示者」という。)の営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他すべての情報であって、情報開示者が開示の時点において秘密として管理している複製物を含む情報を、本協定上の義務の履行以外の目的に使用してはならず、また、次の各号に規定する場合を除き、第三者に開示してはならないものとする。

(1) 乙らに本事業の遂行に必要な資金を融資する金融機関に対し開示する場合

- (2) 乙ら及び前号に規定する者に対し、本事業に関して助言を行う弁護士、公認会計士、税理士及びコンサルタントに対し開示する場合
 - (3) 甲に対し、本事業に関する助言を行う弁護士、公認会計士及びコンサルタントに対し開示する場合
 - (4) 情報公開規程その他の法令等の適用を受ける場合
- 2 乙らは、本事業に関し、個人情報を取り扱う場合は、個人情報に関する関係法令等の規定を遵守し、甲の指示を受けて適切に取り扱うものとする。
- 3 甲は、乙らに対し、本事業に関し取り扱っている個人情報の保護状況について、随時に調査することができる。
- 4 甲は、本事業に関し、乙らの個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、乙らは直ちに甲の勧告に従わなければならない。

(管轄)

第10条 本協定に関連して生じる一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙らの間で協議して定める。

(本協定の終了時期)

- 第12条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、本件契約の締結日の内、一番遅い日までとする。ただし、甲が本件契約の締結に至る可能性がないと判断して代表企業に通知した場合には、その通知日までとする。
- 2 第9条の規定の効力は、本件契約の有効期間の終了後3年が経過するまで存続するものとする。ただし、前項ただし書に定める場合、甲の通知日から3年が経過するまで存続するものとする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲並びに構成企業がそれぞれ記名押印の上、甲及び代表企業が各1通保有する。

令和2年〇月〇日

甲

茨木市駅前三丁目8番13号

茨木市

代表者 市長 福岡 洋一

乙

代表企業 【住所】 ●

【商号】 ●

代表取締役 ●

構成企業 【住所】 ●

【商号】 ●

代表取締役 ●